

上越おもちゃ病院 会則

第 1 条 (名称)

この会は、「上越おもちゃ病院」と称する。

第 2 条 (目的)

この会は、おもちゃのドクターの活動を通じ、子ども達の「ものを大切に作る心」を育むことで世代間交流を活発にすること、また社会貢献することを目的とする。

第 3 条 (活動内容)

1. おもちゃ病院を開設し、おもちゃの修理
2. おもちゃ病院の普及活動(おもちゃドクター養成講座等)
3. その他、必要と思われる活動

第 4 条 (会員)

この会の目的に賛同し、新潟県上越市内に在住及び近隣住民で入会を希望する者により構成される。

第 5 条 (組織)

1. この会に、次の役員をおく。

会 長 1 名

副会長 若干名*⁵

会 計 1 名

監 査 2 名*³

2. 役員は、会員の中から選出し、その任期は 1 年間とする。ただし再任を妨げない。
3. 事務局は、新潟県上越市寺町2-20-1 社会福祉法人上越市社会福祉協議会におく。*²

第 6 条 (日本おもちゃ病院協会への入会)

会員は「日本おもちゃ病院協会」に入会するものとする。ただし、その経費は会で負担するものとする。

第 7 条 (入会と退会)

入会及び退会は自由とし、その旨を会長へ連絡する。ただし、退会する者は当該年度の会費は返却しない。

第 8 条 (総会)

1. 通常、年 1 回総会を開催する。
その時期、場所、議題等については、役員会において決定する。
2. 総会は、会員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
3. 提案された議題は、出席者の過半数の同意を得て成立する。

第 9 条 (定例会)

原則として月に 1 回定例会を開催する。

第 10 条 (会費等)

1. この会の経費は、会費、その他の収入をもって充てる。
2. 会員は、次の会費を納入するものとする。
この会の会費は、年額 2,000 円とし、年度初めに徴収する。*¹*⁴

第 11 条（会計年度）

この会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日に終了する。

第 12 条（その他）

規約の変更、その他会の運営上必要な事項は、その都度話し合いで決める。

この会則は、平成 23 年 4 月 9 日から適用する。

この会の設立年月日は、平成 23 年 7 月 18 日とする。^{*3}

附 則

この会則の改正は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。（*1）

この会則の改正は、平成 25 年 4 月 28 日から適用する。（*2）

この会則の改正は、平成 25 年 7 月 28 日から適用する。（*3）

この会則の改正は、平成 26 年 3 月 23 日から適用する。（*4）

この会則の改正は、平成 27 年 3 月 22 日から適用する。（*5）